特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	府営住宅等の管理に関する事務に係る特定個人情報保 護評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、府営住宅等の管理に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府知事

公表日

令和7年3月28日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	府営住宅等の管理に関する事務
②事務の概要	府営住宅等の入居者募集や、減免、異動、名義変更、同居、転出といった諸申請の処理等を行う。 入居の募集にあたっては、公営住宅法及び府条例に定める資格を満たすことについて、所得情報や 固定資産に関する情報等を照会して判断する。このうち、障害や生活保護の受給、所得に関する情報 については、情報ネットワークシステムを通じて照会する。
③システムの名称	京都府営住宅管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル	名
府営住宅等管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番27
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番53
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	建設交通部住宅課
②所属長の役職名	住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府建設交通部住宅課
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府建設交通部住宅課
9. 規則第9条第2項の適	用
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	令和6年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
		令和	6年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
2)又は3)を選択した評価実	項目評価書 施機関については、それ] れぞれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か		ర ె	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であっ	ა	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	版(委託や情報提供ネ _質	ットワークシステムを	・通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	特定個人情報の入手から保 するリスクへの対策を講じて		のプロ	セスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生		

9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	₹項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 < 選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、 止するための措置をシステム。		対象者以外の情報や必要な情報以外の入手を防 面から講じている。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月1日	I 42	番号法第19条第7項	番号法第19条第8項	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和3年11月1日	I 52	住宅課長 岡田 有資	住宅課長	事後	評価書見直しに係る修正
令和3年11月1日	I 8	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪/内町 京 都府総務部総務調整課	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京 都府建設交通部住宅課	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	評価書名	府営住宅の管理に関する事務に係る特定個 人情報保護評価書	府営住宅等の管理に関する事務に係る特定 個人情報保護評価書	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	京都府知事は、府宮住宅の管理に関する事務 において特定個人情報ファイル(個人番号をそ の内容に含む個人情報ファイルを取り扱うに 当たり、当該ファイルの取扱いが個人のプライ バシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねな いことを認識し、特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させる りスクを軽減させるために適切な措置を講じ、 もって個人のプライバシー等の権利利益の保 護に取り組んでいることを宣言する。	京都所知事は、所宮住宅等の管理に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のブライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講正、もって個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 1①	府営住宅の管理に関する事務	府営住宅等の管理に関する事務	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 1②	府営住宅の入居者募集や減免、異動、名義変更、同居、転出等の諸申請の処理等を行う。 入居者の募集に当たっては、府の条例に定める資格を満たすことについて、税や住民票に関する情報等に基づき判断する。このうち、障ま、生活保護の受給、税及び住民票関係情報については、希望者に限り、情報提供ネットワークを通じて照会する。	府営住宅等の人居者募集や、減免、異動、名 義変更、同居、転出といった諸申請の処理等 を行う。 入居の募集にあたっては、公営住宅法及び府 条例に定める資格を満たすことについて、所得 情報や固定資産に関する情報等を既会して判 断する。このうち、障害や生活保護の受給、所 得に関する情報については、情報ネットワーク システムを通じて照会する。	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 1③	府営住宅管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	京都府営住宅管理システム、団体内統合宛名 システム、中間サーバー、住民基本台帳ネット ワークシステム	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 3	番号法第9条第1項 別表第一 項番19	番号法第9条第1項 別表 項番27	事後	番号利用法の改正に伴う修 正
令和7年3月28日	I 42	番号法第19条第8号 別表第二 項番31	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の表 項番53	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和7年3月28日	II 1	1,000人以上1万人未満 令和1年6月1日時点	1万人以上10万人未満 令和6年4月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	II 2	令和1年6月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	IV8	(新規追加)	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	評価項目の追加
令和7年3月28日	W11	(新規追加)	対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、対象者以外の情報や必要な情報以外の 入手を防止するための措置をシステム面、人 手による作業の面から講じている。	事後	評価項目の追加